



**ハルカス** 日本一を誇る「あべのハルカス」が3月7日にオープンした。地上300mにビックリ、60階にあがるエレベーターの速さと展望台の広さにもビックリ、何もかも度肝を抜かれた。四面総ガラス張りで大阪全景が見れる豪華版である。窓際の床が1mあまりのガラス張りで、地上が足下に丸見えのため、子供が恐る恐るのぞき込んでいるのが印象的だった。平安時代初期に記された伊勢物語の一節より「晴れ晴れさせる」意から名づけられた。小粒になった、なにわ人のシンボル通天閣の心意気と、日本一を誇るハルカスの誕生は、新しい大阪を支えてくれるだろう。(画面左上角に通天閣あり、ぜひ見つけてください！) **フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)**

- 従業員を採用したときは速やかに資格取得を!! ● 国民年金には、退職(失業)による保険料の特例免除制度があります!!
- ご存じですか? 学生納付特例制度
- 協会けんぽからのお知らせ ・平成26年度の大阪支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率は引き上げさせていただきます  
・高齢受給者証の一部負担割合の変更について ・平成26年度の健診のご案内
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!
- 労務事務講習会 ● 年金事務講習会 ● 社会保険事務説明会 ● 第59回大阪府社会保険協会写真コンクール入賞作品決まる
- 卓球大会が開催されました ● 健康ウォーク開催について

**職場内で回覧しましょう**

# 従業員を採用したときは 速やかに資格取得を!!



## 被保険者となる人は

社会保険に加入している会社、工場、商店など（適用事業所）に常時使用されている人は、本人の意思や国籍、性別、年金受給の有無等にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります（原則として、70歳以上の人は健康保険のみの加入となります）。

「常時使用されている人」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。

## 常用的雇用関係のパートタイマーの従業員は

パートタイマーなど短時間労働者については、使用関係が常用的雇用関係にあるか否かで判断しますが、判断の目安は、次のように勤務時間および勤務日数ともに基準を満たしたときに被保険者となります。

- ① 1日または1週間の勤務時間が一般従業員の所定労働時間のおおむね4分の3以上であること。
- ② 1カ月の勤務日数が一般従業員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であること。

※ただし、これらは一つの目安であり、一律にこれにあてはめて機械的に決めるのではなく、就労の形態、内容を総合的に考えて判断します。

## 資格取得日は

被保険者の取得年月日は、就労することにより、その対価として報酬の支払いを受けることとなる事実上の使用関係が生じた日になります。

入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則等で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、その期間の初日が資格取得日になります。

## 資格取得届は、5日以内に

事業主は、従業員を雇用した場合は、その日から5日以内に「被保険者資格取得届」を管轄する年金事務所に提出してください。

届出が正しくされない場合、健康保険の給付が受けられなかったり、将来の年金にも影響が生じることがあります。

またその届出が遅れたりしますと遡及して資格を取得することとなり、保険料を一括して納めていただくとともに、その被保険者が厚生年金等を受給している場合には、支払われた年金の一部、または、全部を返納していただくこともありますので「被保険者資格取得届」は正しく速やかに提出してください。

## 添付書類

### ◆被扶養者がいる場合

→健康保険被扶養者(異動)届(原則として、被保険者資格取得届と同時提出)

### ◆60歳以上の方が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合

次の書類を添付してください。〔被保険者資格喪失届と同時提出〕

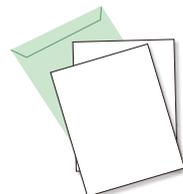
→以下の①と②両方または③

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)
- ③「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

### ◆被保険者資格取得届出が60日以上遅延した場合

事実確認のため、次の書類を添付してください。

→賃金台帳(写)および出勤簿(写)



ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

# 国民年金には、 退職(失業)による保険料の 特例免除制度があります!!



退職(失業)されたことにより、国民年金保険料を納めることが  
困難な場合には特例免除の申請ができます。

## メリット① 退職された方の所得を除外して審査!(7月から翌年6月分までが審査対象)<sup>(※1)</sup>

通常の申請免除は本人・同一世帯の世帯主・配偶者の前年の所得を審査しますが、特例免除とは、対象となる退職された方の所得が審査の対象から除かれ、保険料の納付が免除されるものです。

(退職された方以外の方に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります)

## メリット② 保険料を一部納付したのと同じ!

保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が受けられます。

## メリット③ 万が一の際にも確かな保障!

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障があります。

(※1) 法改正により、平成26年4月1日以降に申請する場合、最大で申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できるようになります。ただし、申請期間に対応する前年所得に基づき所得審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

## 手続き

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。<sup>(※2)</sup>

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」をお住まいの市(区)役所・町村役場または年金事務所に提出(郵送可)してください。申請書は市(区)役所・町村役場、年金事務所の窓口にあるほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードいただけます。

(※2) 法改正により、平成26年4月1日以降に申請する場合、退職(失業)の事由が生じた年の翌々年6月までの期間が特例免除の対象となります。

## 手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・認め印(本人署名する場合は不要)
- ・失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

## 免除承認期間の追納のご案内

保険料免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)により、年金額を増やすことができます。

ただし、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は経過期間に応じた当時の保険料に加算金がつきますのでご注意ください。

ご不明な点は…

●●● 管轄の年金事務所までお問い合わせください

ご家族に学生がいらっしゃるみなさまへ

# がくせい のうふ とくれいせい ど ご存じですか？ 学生納付特例制度

## 国民年金の学生納付特例制度って…？

日本国内にお住まいの方は20歳になると国民年金への加入が義務づけられ、国民年金保険料の納付が始まります。所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があり、**学生納付特例制度**もその1つです。他の免除・猶予制度が本人だけでなく世帯主や配偶者の所得も審査するのに対し、本制度は**学生本人のみの所得審査**を行い、前年所得が一定基準以下であれば（1月～3月に申請される場合は前々年所得）、納付の猶予が承認されます。なお、申請により学生納付特例の承認を受ける期間は『4月～翌年3月まで』<sup>(※)</sup>で、**年度ごと**に申請が必要です。引き続き本制度の利用をご希望の方は4月以降に、忘れずに手続きをお願いします。

(※) 法改正により、平成26年4月1日以降に申請する場合、最大で申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できるようになります。

## 学生納付特例の対象者は…？

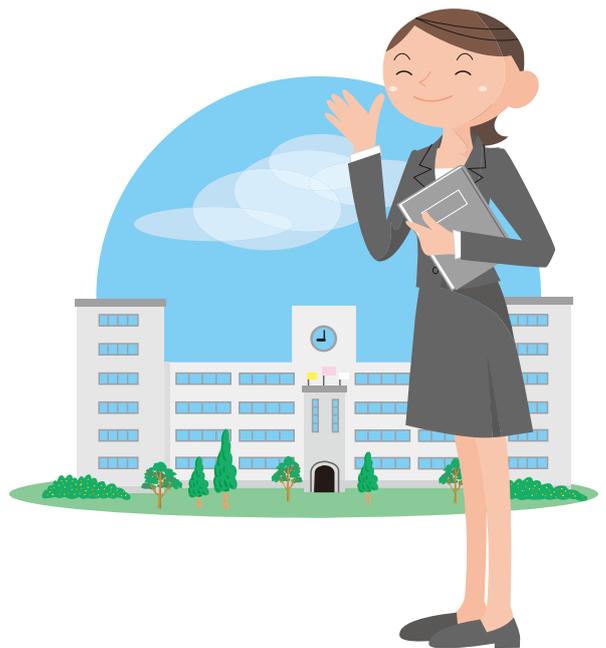
20歳以上の学生（次のⅠ・Ⅱに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生）

- Ⅰ. 学校教育法に定められている大学（大学院）や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている学校で、修業年限が1年以上の課程に限ります）
- Ⅱ. 政令で定める専修学校に準ずる教育施設（例：理容師・美容師養成施設、栄養士・調理師養成施設など）

※一部の海外大学の日本分校も対象となります。

## 学生納付特例の申請が承認されると…？

- ① 老齢年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、受け取る年金額には反映されません。
- ② けがや病気などで障害者となった場合の障害基礎年金や死亡した場合の遺族基礎年金が保障されます。  
※一定の受給要件があります。
- ③ 学生納付特例が承認された期間は**10年以内**であれば後から保険料を納めること（追納）により年金額を増やすことができます。ただし、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は**経過期間**に応じて当時の保険料に加算金がつきますのでご注意ください。



ご不明な点は…

国民年金に加入していらっしゃるご本人がお住まいの市(区)役所・町村役場または住所地を管轄する年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

# 平成26年度の 大阪支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、 介護保険料率は引き上げさせていただきます

協会けんぽ大阪支部の健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより、平成26年度も引き続き10.06%に据え置きとなります。

しかしながら、介護保険料率については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが国に納めなければならない額（介護納付金）も増加し、引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

健康保険料率  
(大阪支部)

現 行

10.06%

平成26年3月分から

据え置き

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

介護保険料率  
(全国一律)

現 行

1.55%

平成26年3月分から

1.72%

※賞与については、支給日が3月1日分から適用となります。  
※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。

## ◆基本保険料率、特定保険料率の比率が変わります

健康保険料率（10.06%）のうち、5.99%は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.07%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

## 高齢受給者証の一部負担割合の変更について

70歳から74歳までの被保険者さま等※に係る保険医療機関等の窓口での一部負担金割合につきまして、軽減特例措置により1割とする措置が講じられてきましたが、平成26年4月1日以降は、以下の通りとなります。

- ①平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者さま等（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）につきましては、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、一部負担金等の割合は医療保険各法本則の規定通り2割となります。
- ②平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者さま等（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）につきましては、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となり、平成26年4月1日以降の一部負担金等の割合は1割となります。

※現役並み所得者（標準報酬月額が28万円以上の被保険者とその被扶養者）の方は3割となります。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

## 協会けんぽからのお知らせ

## 平成26年度の健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために、健診を実施しております。年度内（4月～翌年3月）に1回に限り、協会けんぽからの補助により、一部の負担で受診できます。

※被保険者の方と被扶養者の方では、受診できる健診の種類、健診機関、申込方法が異なりますのでご注意ください。



## 被保険者および被扶養者の健診申し込みから受診までの流れ

## 被保険者(ご本人)さま

## 生活習慣病予防健診(一般健診)

◆対象者 35歳から74歳の方

申込方法

健診実施機関  
へ予約する申込書を記入後、  
協会けんぽへ  
郵送する予約日に、  
保険証を  
持参して受診

- 3月下旬にお送りいたします申込書は平成26年1月上旬時点のデータをもとに作成をしています。健診の対象となる方で、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、あわせてお送りいたします手書き用の申込書でお申し込みください。
- 健診の受診日が近くなると予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください。



平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、生活習慣病予防健診の自己負担上限額は下記の通りとなります。また、子宮頸がん検診の検査費用の見直しを行い、自己負担上限額が引き上げとなっております。(健診実施機関によって自己負担額が異なります)

	平成26年3月末まで	平成26年4月から
(例) ● 一般健診	6,843円	7,038円(健診費用総額 18,522円)
● 子宮頸がん検診	630円	875円(健診費用総額 2,916円)

## 被扶養者(ご家族)さま

## 特定健康診査

◆対象者 40歳から74歳の方

申込方法

4月に被保険者さまの  
ご住所あてに被扶養者  
さまの受診券を送付健診実施機関  
へ予約する予約日に、受診  
券、保険証を  
持参して受診

- 受診券は、平成26年1月上旬時点のデータをもとに作成、送付をいたします。
- 平成26年1月上旬以降に加入登録された方、保険証の記号番号が変更された方、受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請をお願いいたします。
- 特定健康診査の受診券については、これまで事業主さまあてに対象者全員の受診券を送付していましたが、平成25年度より、被保険者さまのご住所に被扶養者さまの受診券を直接お送りしております。
- 被保険者さまのご自宅に郵送できなかった方などの受診券については事業主さまあてに送付しますので、被保険者さまを通じ、被扶養者さまのお手元に届くよう、ご協力をお願いいたします。

健診の申請手続きや検査項目の詳細、費用等は、3月下旬にお届けいたします健診のご案内またはホームページをご覧ください。

## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で

# 将来の年金額を試算 できるようになりました!

ライフプランに合わせて  
年金額の試算ができます!

記録の「もれ」や「誤り」の発見が  
容易になります!

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の  
年金額はいくらになるの?」  
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度  
の年金を受け取れるの?」  
など、グラフでわかりやすく表示します。  
※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませ  
んの、あらかじめご了承ください。



いつでも、最新の年金記録が  
確認できます!

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」  
などの内容がご自宅で確認できます!

## 具体的な年金見込額試算の例

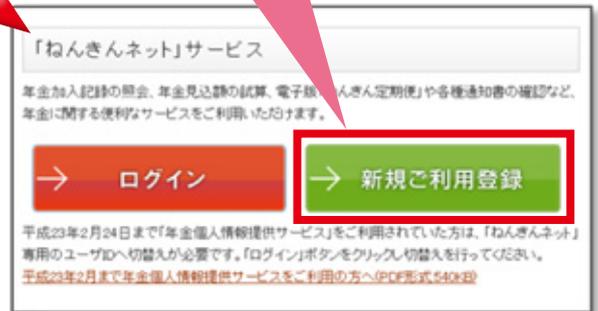
	これまで	ねんきんネット
中高年の方	<p><b>58歳男性の例</b></p> <p>ねんきん定期便での見込額(※) 61歳~64歳 795,000円 65歳~ 1,812,500円</p> <p>※60歳以降、厚生年金に加入され ていない前提</p>	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円</p> <p>見込額 (在職老齢年金) 61歳~64歳 637,500円 65歳~ 1,910,700円</p>
	<p><b>33歳女性の例 (厚生年金に13年加入)</b></p> <p>ねんきん定期便での見込額(※) 380,600円</p> <p>※これまでの加入実績のみでの 見込額</p>	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円</p> <p>60歳まで加入後の見込額 1,356,000円</p>

## まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

### 1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

### 2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

#### ●アクセスキーとは…

お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

#### ①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

#### ②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

#### ●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

#### ●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1144

# 労務事務講習会

## 『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。  
～採用から退職まで いつ、どこへ、どのような手続きが必要なのか～

- **日程・場所・定員** 平成26年5月8日(木) 平成26年6月4日(水) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)  
開催時間：午後1時30分～4時30分  
葉業年金会館 <中央区谷町6-5-4>  
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**  
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**  
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。  
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成26年4月18日(金)必着
- **申込方法** ① 労務事務講習会 参加申込書(コピー可)  
② 平成26年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー  
③ 宛先を明記した返信用はがき  
①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。  
④ **年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。**(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)  
参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。  
※お申し込みは1事業所1名様、どちらか1回になりますので、ご了承ください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

①

### 労務事務講習会 参加申込書

事業所名称			健康保険被保険者証 記号・番号
事業所所在地	〒 -		
電話番号	( )		性別 男・女
(フリガナ) 参加者氏名			
参加希望日	月 日( )	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 年金事務講習会

## 『実務に役立つ年金あれこれ』

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

～老齢・障害・遺族年金の給付について～

- **日程・場所・定員** 平成26年5月14日(水) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)  
平成26年6月12日(木)  
開催時間：午後1時30分～4時30分  
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万休町4-11>  
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**  
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**  
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。  
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成26年4月18日(金)必着
- **申込方法** ① 年金事務講習会 参加申込書(コピー可)  
② 平成26年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー  
③ 宛先を明記した返信用はがき  
①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。  
④ **注** 年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)  
参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。  
※お申し込みは1事業所1名様、どちらか1回になりますので、ご了承ください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

④

### 年金事務講習会 参加申込書

事業所名称			健康保険被保険者証 記号・番号	
事業所所在地	〒 -			
電話番号	( )		性別	男・女
(フリガナ) 参加者氏名				
参加希望日	月	日( )	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 社会保険事務説明会

## 【医療保険のしくみ・年金保険のしくみ】

新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者の方、また新しく事務担当者になられた方を対象に「社会保険事務説明会」を開催します。

● **日程・場所・定員** 平成26年5月22日(木) (定員100名)

開催時間：午後1時30分～4時30分

大阪府病院年金会館 <天王寺区六万休町4-11>

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ● **会員事業所の被保険者等 無 料**

● **非会員事業所の被保険者等 1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **申込締切** 平成26年4月18日(金)必着

● **申込方法** ① 社会保険事務説明会 参加申込書(コピー可)

② 平成26年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー

③ 宛先を明記した返信用はがき

①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

④ **注** 年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)

参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

※お申し込みは1事業所1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

社

社会保険事務説明会 参加申込書

事業所名称			健康保険被保険者証 記号・番号
事業所所在地	〒 ー		
電話番号	( )		性別 男・女
(フリガナ) 参加者氏名			
開催日	5 月 22 日(木)	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

第  
59回

# 大阪府社会保険協会写真コンクール

入賞作品については、日本写真家協会員・藤本俊一先生、全日本写真連盟大阪府本部委員長・鞠川寛先生と関係者により慎重に審査を行い、次のとおり決定しました。

入賞作品決まる



推薦

## 「内緒話」

稲葉 太一郎 ✦ (株)加茂ゴム工業



特選

## 「姉弟」

青木 幸雄 ✦ (株)関西工具製作所



特選

## 「どっちかな？」

柳原 薫彦 ✦ コーセン建設(株)



特選

## 「シルエット」

金関 保雄 ✦ 田中土建(株)

## 「内緒話」

推薦

稲葉 太一郎 (株)加茂ゴム工業

不思議な雰囲気に取り込まれました。あどけない少女の背の「うちわ」が語るお祭りの設定に、上半身の表情が印象的なのに、映像が示す意味が瞬間に理解できませんでした。審査時にはタイトル、撮影者名は伏せてあり、作品から読み取ることにしており、マカ不思議な映像の語りに、思案六歩でした。さらに時間をかけ画面を読めば、古式な扉の下に、大きなわら草履に小さな白足袋の足を見つけ、こんな所に隠し味のあったことを発見し感激と安堵した次第。きっと審査員泣かせの意地悪撮影者なのでしょう。だが大したものですこの作品は。隠されて表に出ていない、いろいろな物語が走馬灯のごとく脳裏に走り、楽しませてくれました。作品の語りを、心理描写手法で表現したセンスに敬意を表する、素晴らしい秀作ですね。

(藤本 俊一)

## 「どっちかな？」

特選

柳原 薫彦 コーセン建設(株)

懐かしい「書き初め」の風習も珍しくなって来ましたが、いいものですね。お正月の晴れ着に、墨をすり、筆をとる姿が連想され微笑ましい。日本人が伝えてきた素晴らしい文化も、時と共に変化し、このような和やかな作品に触れると、可愛がってくれたおじいさん、おばあさんを思い出し、しばしの感傷に触れることができる写真の持つ意味は素晴らしいものです。人の流れと共に変化する風習も、記録された映像で、時間差を無しに再現される写真映像は歴史の実証なのだから。何年か先の青春期に、写されている人が、写した人がこれを観て感慨にふけることのできる玉手箱なのですね。写真とは!!

(藤本 俊一)

## 《入選》

「男子の祭」 松岡 泰子 \* 宏鉄工業(株)

「桜、咲く」 辻岡 あんな \* (株)関西工具製作所

「祭りだ、ワッショイ」  
松井 貞生 \* (有)サムズ

「秋の雲海」 中尾 義雄 \* (有)クローバー

「大阪ピンクリボンキャンペーン ②」  
秦 晴夫 \* (株)三秦製作所

佳作については紙面の都合上、作品名・氏名等は省略させていただきます。

## 「姉弟」

特選

青木 幸雄 (株)関西工具製作所

二つ並んだりんご飴と姉弟を、大胆で印象的にフレーミングした作者の感性は素晴らしい。伏し目で飴を見るお姉ちゃんの視線と、唇をなめ舌を出している様子には子供らしさが溢れていると思います。女の子に見えた弟さんとのツーショットで、明るい声が聞こえてくるようです。写真の大きな機能に記録性があります。きっとこの写真は、仲のよい姉弟の思い出の一コマになることなのでしょう。

(鞠川 寛)

## 「シルエット」

特選

金関 保雄 田中土建(株)

この作品には、光が織りなす空の美しさと人物や樹々を上手く捉え、画面構成されることで小さなドラマが表現されています。人物達の姿かたちには動きがあり、まるで影絵の舞台を観ている気分になります。そして、携帯でしょうか？周りを写す女性の仕草に現代というキーワードを見つけることができ、この写真のひとつの要素となって作者の狙いを感じさせます。人物がシルエットのため表情が確定されないことで抽象性も生まれ、見る人に物語を連想させる魅力的な作品になりました。

(鞠川 寛)

## 審査総評

藤本 俊一

(日本写真家協会)

写真の楽しみ方の多様性には、びっくりさせられます。携帯端末の廉価・高性能化に引っぱり、写真趣向者の人口は膨大になり、撮影機材の複雑化も含めて階層の多極化が進んでいます。銀塩からデジタルへの路を進んできた私たちは、写真の道の探求にさらなる努力を求められるわけです。

撮って楽しむから、写した写真に自らの意義を写し込み、人に伝えるそんな社会性が必要だと思います。コミュニケーションの手段として、近代生活と切っても切れない写真技術を、撮影者の語りたものを伝える手段として使うのです。そのような観点から、作品のメッセージを真剣に取り、審査いたしました。語る、心理的に伝える内容の作品が増えてきたことに審査員も嬉しく思う限りです。これからも多くの後継者にこれを伝え、共に豊かな写真生活、写真文化を創ってまいりましょう。

## 卓球大会が開催されました

第58回大阪府社会保険協会卓球大会が、2月8日(土)ボディメーカー  
コロシウム(大阪府立体育会館)第1競技場において開催されました。  
白熱した好ゲームが繰りひろげられました。結果は次のとおりです。



## 個人戦

男子の部	優勝	後岡 優太	<株>社会保険研究所
	準優勝	芝 雅人	<株>社会保険研究所
	第3位	宇和 佐哲也	<株>社会保険研究所
	第3位	川本 浩司	<社福> 幸聖福社会 藤ミレニアム
女子の部	優勝	小川 夏美	<社福> 幸聖福社会 藤ミレニアム
	準優勝	小西 杏佳	<社福> 幸聖福社会 藤ミレニアム
	第3位	中江 未耶	<株>社会保険研究所

## 団体戦

男子の部	優勝	(株) 社会保険研究所
	準優勝	(社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム
	第3位	阪急電鉄 (株)
女子の部	優勝	(社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム
	準優勝	(株) 社会保険研究所 (A)
	第3位	(株) 社会保険研究所 (B)

# 健康ウォーク開催について

## 半木の道と桜

(なからぎのみち)

- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成26年4月12日(土) ※雨天決行
- 集合場所・時間 京阪/本線 三条駅 午前10時00分集合
- コ ー ス 三条駅 → 下鴨神社 → 糺の森 → 半木の道 → 府立植物園 → } 約13km  
上賀茂神社 → 宝が池公園 → 叡電・宝ヶ池駅  
※解散は午後3時頃の予定
- 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。  
※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。
- 参 加 費 用 無 料  
参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。  
【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】
- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先 (一財) 大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

## 「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称 \_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ )

勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会

記事提供: 日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部

発行所: 一般財団法人 大阪府社会保険協会 ☎06-6445-3013 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

<http://www.osaka-shahokyo.or.jp/>